

令和7年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務
公募型企画競争提案説明書

本説明書は、札幌市が実施する「令和7年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。当該企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年9月30日(火)

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

令和7年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務

(2) 札幌市総合防災訓練及び業務の目的について

本市の総合防災訓練は、これまで、平時からの防災関係機関相互の連携強化（公助）、民間企業や自主防災組織等による相互補完性の向上（共助）及び市民への防災普及啓発（自助）を図るため、公的機関、民間企業、町内会及び自主防災組織等が参加し、大規模災害を想定した訓練を各区主催により実施してきた。

このうち、自主防災組織を中心とした地域単位での訓練については、各区の防災訓練での取組と位置づけ、総合防災訓練については、今年度より危機管理局主催による開催とし、防災関係機関の合同訓練を実施するとともに、市民一人ひとりの自助の促進に重点を置き、幅広い世代の市民へ普及啓発を行うこととした。

これを踏まえて、本業務においては、若年層の参加を促すため、子育て世代のファミリー層を主な対象とした、防災について楽しみながら学び、体験できるイベントを企画し「令和7年度札幌市総合防災訓練」内で実施することを目的とする。

(3) 業務内容等

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

なお、仕様書の内容は企画提案の参考になるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成する。

(4) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者との随意契約

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(6) 履行場所

大和ハウスプレミストドーム（札幌市豊平区羊ヶ丘1番地）

うち、防災イベントによる使用可能面積は、アリーナ内1,600㎡

(7) 予算額（事業規模）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）未満とする。

※上記予算額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではないことに留意すること。

3 企画競争参加資格

提案者は、令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）におい

て、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画提案を求める項目

別紙「委託業務仕様書（案）」を参照のうえ、下記項目について企画提案書を作成すること。

- (1) 過去の実績について
本業務に類似・関係等がある過去の実績があれば示すこと。
- (2) 業務体制及び業務スケジュールについて
本業務を執行するにあたり、着実に実施できる業務体制、スケジュールを示すこと。
- (3) 費用内訳について
本業務を実施するにあたり、費用を積算し、根拠が分かるように提案すること。
なお、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。
- (4) イベントの企画内容について
 - ・未就学児（4～6歳程度）を持つ家族、小学生及びその家族を主な対象とし、参加・体験型の企画を通じて、防災について学び、自助につながるような企画を提案すること。
 - ・参加する子どもの年齢層に偏りなく、難易度を調整し、未就学児（4～6歳程度）から小学生まで楽しめる内容の構成にすること。
 - ・防災イベントの会場レイアウトを平面図で提示すること。
 - ・チラシのコンセプト及びデザイン案を提示すること。
- (5) 上記の他、集客及び参加者の満足度を高める等、独自の提案がある場合は記載すること。

5 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和7年9月30日(火)
質問書提出期限	令和7年10月8日(水) 17時必着
参加意向申出書提出期限	令和7年10月10日(金) 12時必着
企画提案書等提出期限	令和7年10月21日(火) 12時必着
一次審査(書類審査)	令和7年10月22日(水)～23日(木)【予定】
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年10月30日(木)【予定】
提案者への選定結果の通知	令和7年11月上旬【予定】

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1) 1部

イ 企画提案書(自由様式) 11部

(ア) 表紙に提案者の社名を記載したもの(正本)を1部、社名が記載されていないもの(副本)を10部用意すること。

(イ) A4判、両面印刷、10枚(20ページ)以内とすること(表紙、目次は除く)。

(ウ) 体裁は以下のとおりとすること。

- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・フォントサイズ12以上とすること。
- ・表紙、目次、添付書類一覧表をつけること。
- ・表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

(エ) 提案書と別に資料を提出することは認めない。

(オ) 正本については、PDFファイル形式の電子媒体(CDまたはDVD)を1部提出すること。

※上記副本については、審査の公平公正を期するため、企画提案書内に、会社名やロゴマーク等、会社名を特定及び類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏字等で記載すること。

ウ 参考見積書(自由様式) 1部

積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。なお、本参考見積書は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記13の契約担当に提出すること。

(4) 提出期限

提出書類	提出期限
・参加意向申出書(様式1)	令和7年10月10日(金) 12時必着
・企画提案書(自由様式) ・参考見積書(自由様式)	令和7年10月21日(火) 12時必着

※郵送の場合は特定記録によること。

※持参する場合は、月曜から金曜(祝日を除く。)の9時から17時の間に行うこと。

(5) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。な

お、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出書類は、原則として公開しないが、提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(6) 注意事項

ア 企画提案は、提案者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の修正、追加、再提出は認めない。

6 質疑等の受付及び回答

本業務の仕様及び企画競争に係る質疑等は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問受付期間内に、所定の質問書（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。電話による質問は認めない。

電子メールのタイトルは「令和7年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務質問書」とすること。

(2) 提出期限

令和7年10月8日（水）17時必着

(3) 提出先

下記13の契約担当へ提出すること。なお、電子メール送信後は、電話により着信を確認すること。

(4) 回答

質問書による質問内容及びその回答は、令和7年10月9日（木）17時までに、札幌市危機管理局の公式ホームページにて随時公開する。なお、意見の表明と解されるもの等については回答しないことがあるほか、提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。

7 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和7年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、「8評価基準」により、(1)(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、5件とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が5件以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提案者全員に別途連絡する。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した企画提案について、提案者による非公開のプレゼンテーションに基づき審査を行う。

なお、説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、当日の資料追加は認めないものとする。

イ 提案者は、参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼンテーションは、1企画提案者当たり30分以内（提案説明15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行う。

エ プレゼンテーションの実施順については、企画提案書の提出順とする。

(3) 審査結果の通知

ア 参加資格の確認において、参加資格を満たさなかった者に対する通知は、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により行う。

イ 審査の結果は、確定後、提案者全員に対し、書面にて速やか通知する。ただし、審査の過程は公表しない。

(4) 契約について

本業務は原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ業務を委託することとし、本業務の契約に関する手続きについては、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を協議のうえ、札幌市契約規則その他の関係規定に基づき、随意契約の方法により締結する。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、契約候補者が上記「3 企画競争参加資格」のいずれかを満たさなくなった場合は、契約しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次順位者と交渉を行う。

8 評価基準

(1) 審査では、評価基準表（別表）に基づき、最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割、かつ、1～3の各審査項目における点数が満点の3割）を超えた提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

(2) 提案説明の際、提案者がパソコンなどの電子機器を持ち込み、モニター等へ画像を表示することは可とする。その場合は、企画説明予定日の前日までに下記13の契約担当へ申し出ること。

(3) 提案者が1者の場合、審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割、かつ、1～3の各審査項目における点数が満点の3割）を超えていれば契約候補者として選定する。

(4) 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し又は満たさないこととなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会委員等と接触し、又は利害関係を有するこ

ととなった場合

- (4) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

10 参加資格についての申立て

提案者は、本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由の説明等を書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

- (1) 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、郵送や電子メール等によるものは受け付けない。
- (2) 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

12 その他留意事項

- (1) 提案書類の作成及び提出に係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。なお、期間内に提出されたものに限り、差替え、変更及び追加を認める。
- (3) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。

13 問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北側
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課地域防災担当係（担当：渡部、神山）
電話：011-211-3062
電子メールアドレス：kiki_c_bousai@city.sapporo.jp
ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/org/kikikanri/>